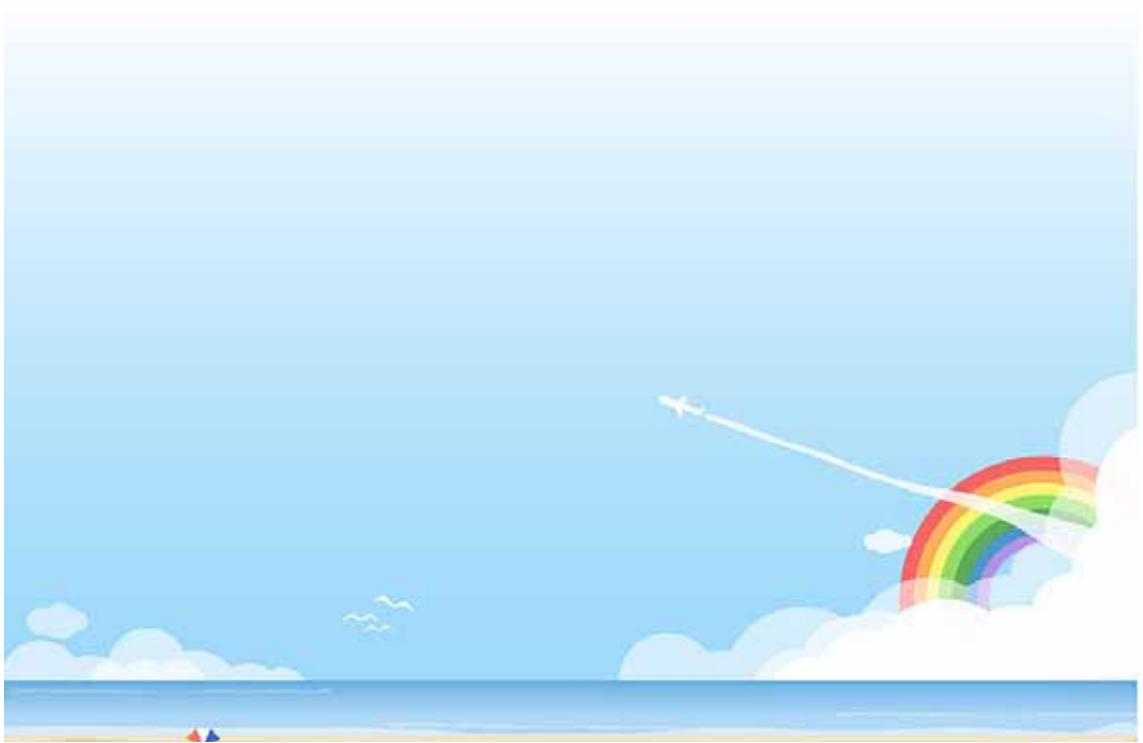


障害者自立支援法の しおり



障害者自立支援法とは？

新しいサービスの内容・しくみは？

利用するには？

サービスにかかる費用は？

医療費は？

補装具と日常生活用具の制度は？

障害者自立支援法とは??

現在、障害者に関する制度やサービスは、身体・知的・精神それぞれの障害の種類や年齢などによって受けられる福祉サービスの内容などが異なっています。

しかし、障害者自立支援法の成立により、どの障害の人も共通の福祉サービスが身近なところで受けられるようになるのです。

- 特徴 1 障害の種類に関係なく共通のサービスを受けられる
- 特徴 2 サービスの費用をみんなで支え合う、原則 1 割の費用負担
- 特徴 3 働きたい人への支援の充実
- 特徴 4 身近な地域でサービスを利用できる

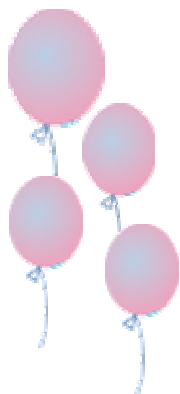
平成 18 年 4 月から障害者自立支援法により
給付の対象となる障害者

身体障害者

知的障害者

精神障害者

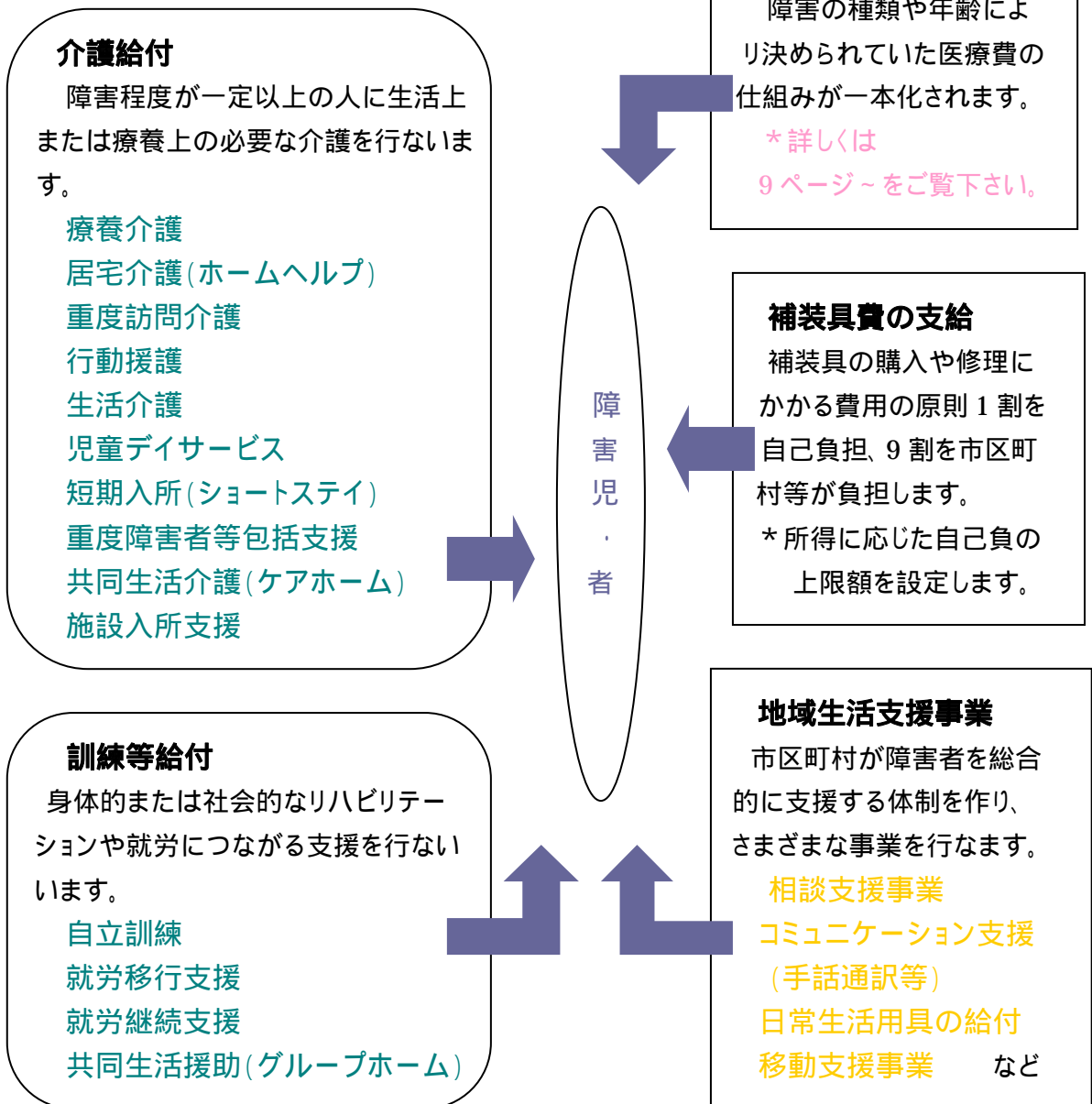
障害児



障害者自立支援法によるサービスの仕組み

複雑に組み合わさっていた福祉サービスが一つになり、総合的に障害者の地域での自立した生活を支援します。

障害福祉サービス



地域生活支援事業

市町村の創意工夫を図るとともに、利用者の状況に応じて柔軟に対応することが求められるコミュニケーション支援・移動支援・地域活動支援センター等の事業があります。詳しい事業内容や利用者負担はそれぞれの市町村ごとに異なります。



障害者自立支援法によるサービスの体系

福祉サービスは、ひとりひとりの障害程度や社会活動や介護者、居住等の状況をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に分けられます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける時は「介護給付」、訓練等の支援を受ける時は「訓練等給付」となり、それぞれ利用のプロセスが異なります。

現行のサービス



居宅サービス	ホームヘルプ
	デイサービス
	ショートステイ
	グループホーム
施設サービス	重症心身障害児施設
	療護施設
	更生施設
	授産施設
	福祉工場
	通勤寮
	福祉ホーム
	生活訓練施設



新サービス



重度訪問介護	介護給付
行動援護	
生活介護	
児童デイサービス	
短期入所(ショートステイ)	
共同生活介護(ケアホーム)	
施設入所支援	訓練等給付
重度障害者等包括支援	
自立訓練	
就労移行支援	
共同生活援助(グループホーム)	地域生活支援事業
就労継続支援	
地域活動支援センター	
移動支援	
福祉ホーム	

障害福祉サービスの内容

24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへと転換するため、サービスを「日中活動」と「居住支援」に分けました。

日中活動 昼間の活動を支援するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内容	開始期日	
介護給付	療養介護	療養介護 医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。	平成18年10月	
	生活介護	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄、食事などの介助をします。	平成18年4月
		重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。	平成18年10月
		行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動する時必要な介助や外出時の移動の補助などをします。	平成18年10月
		生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。	平成18年10月
		児童デイサービス	障害児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを受けられます。	平成18年4月
		短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。	平成18年4月
		重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。	平成18年10月
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活が出来るよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。	平成18年10月	
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。	平成18年10月	
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。	平成18年10月	






居住支援 生活の場におけるサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内容	開始期日
介護給付	共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活場所で入浴や排泄、食事の介護などが受けられます。	平成18年10月
	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排泄、食事の介護などをします。	平成18年10月
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。	平成18年4月

障害福祉サービスを利用するまでの流れ

申請からサービスを利用するまでの流れをご説明します。みなさんに必要なサービスを提供できるよう、市区町村や事業者がお手伝いをします。

申請はお住まいの市区町村にて行います。障害者支援施設などに入所している人は入所前に住んでいた市区町村に申請します。

- 1、相談
 市区町村又は相談支援事業者にご相談をします。サービスが必要な場合は市区町村に申請します。
- 2、申請
 支給の申請を行うと、現在の生活や障害の心身状況を判定するため106項目のアセスメントを行います。
(認定調査)
- 3、審査・判定
 調査の結果をもとに、市区町村で審査・判定が行われ、どのくらいサービスが必要な状態かが決められます。このとき決められる状態というのが障害程度区分です。介護給付を受ける場合は、区分1～6の認定が行われます。
- 4、認定・通知
 障害程度区分や介護する人の状況、申請者の要望などをもとに、サービスの支給量などが決まり、通知され、支給者証が交付されます。
- 5、サービス利用計画の作成
 利用できるサービスの量や申請者の要望などをもとに、相談支援事業者と相談しながら、必要に応じてサービス利用計画を作成します。作成費は無料です。
- 6、サービス利用
サービスの利用を開始します。



相談支援事業者：都道府県の指定を受けた事業所の事で、障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするするときの支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

認定調査：3 障害共通の調査項目にもとづいて行われます。認定調査員がご自宅や施設等にお伺いして、ご本人や家族の意向を聞いたり、状況の確認もします。

受給者証：サービスの支給が決まると交付されます。サービスの利用に必要な大切な情報が記載されていますので、大切に扱いましょう。サービスの利用が中止になった場合等は、各市町村に返却します。



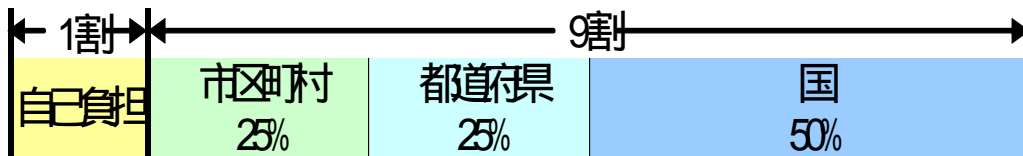
サービス利用計画：介護給付の支給決定を受けた者のうち、長期の入院・入所から地域生活に移行しようとする者、家族や周りからの支援が得られず、具体的な生活設計ができていない者、その他の福祉サービスを利用する者であって自らその利用を調整することが困難であり、計画的な支援を必要とする者で、市町村が認めた者が、サービス利用計画を作成してもらえます。作成されると、定期的なアセスメントやモニタリングが行われます。



障害福祉サービスを利用したときにかかる費用

サービスを利用したら、費用の 1 割を支払います。ただし、所得に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにになっています。

サービスにかかる費用の仕組み



障害福祉サービスの利用料 **平成 20 年までの特別軽減措置**

区分	対象となる人	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の人	0 円(自己負担なし)
低所得 1	住民税非課税世帯で、障害者または障害児の保護者の年収が 80 万円以下の人	15,000 円 3,750 円
低所得 2	住民税非課税世帯で、低所得 1 に該当しない人	24,600 円 6,150 円
一般	住民税課税世帯の人	37,200 円 9,300 円

- * 同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合などでも、合算した額がこの上限額を超えた分は高額障害福祉サービス費が支給され、負担が重くならないように配慮されています。
- * 資産が一定以下の人は、個別の免除制度があります。
- * 収入は、税制上などの他に障害年金や各扶養手当の収入も含まれます。

*平成 19 年 4 月から平成 20 年度まで、特別対策が実施されます。在宅・通所利用の場合、月額上限負担額を上記の 4 分の 1 にし、軽減対象範囲が拡大されます。

施設でサービスを利用したとき

施設でサービスを利用する場合の食費や光熱費などは全額自己負担です。ただし、施設入所者で生活保護、低所得 1、低所得 2 の人は、申請により補足給付が支給され、負担が軽減されます。



その他 ~ 緊急で福祉サービスを利用したい時について ~

申請から支給決定されるまでの間に、緊急でやむをえない理由から福祉サービスを必要とする場合は、「特例介護給付費」「特例訓練等給付費」の対象となります。各市町村窓口で申請して下さい。

医療費が変わります！

医療費について

これまで障害者の医療費は障害の種類や年齢により負担の割合や計算のしかたが違いました。これが一本化され、「自立支援医療」となり、どの障害の人でも医療費の1割を支払います。ただし、所得に応じて上限が決められており、負担が重くなりすぎないようにになっています。

今まで通院公費を利用していた方も「自立支援医療」と名前が変わります。

自立支援医療費

区分	対象となる世帯（同じ医療保険に加入している家族）	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円(自己負担なし)
低所得1	住民税非課税世帯で、障害者の年収が80万円以下	2,500円
低所得2	住民税非課税世帯	5,000円
一般	住民税課税世帯	対象外・医療保険の自己負担限度額と同額

低所得以外の人でも、継続的に相当額の医療費負担が発生する場合には、上限額が決められています。

例えば・・・

統合失調症や躁うつ病などの人

腎臓機能障害や小腸機能障害などの人

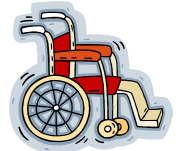
医療保険の多数該当者 など

	精神障害者通院医療費公費負担	自立支援医療費
申請時の添付書類	医師の診断書 *精神障害者保健福祉手帳 年金証書で代用可	医師の診断書・ 代用不可 所得が確認できるもの
有効期限	2年	1年
更新	あり	一定の所得があつて「重度かつ継続」に該当しない場合再認定されないときあり

補助具と日常生活用具の利用制度

これまでの補助具給付制度と日常生活用具給付事業は、個別給付である補助具費と、地域生活支援事業による日常生活用具給付に再編されます。

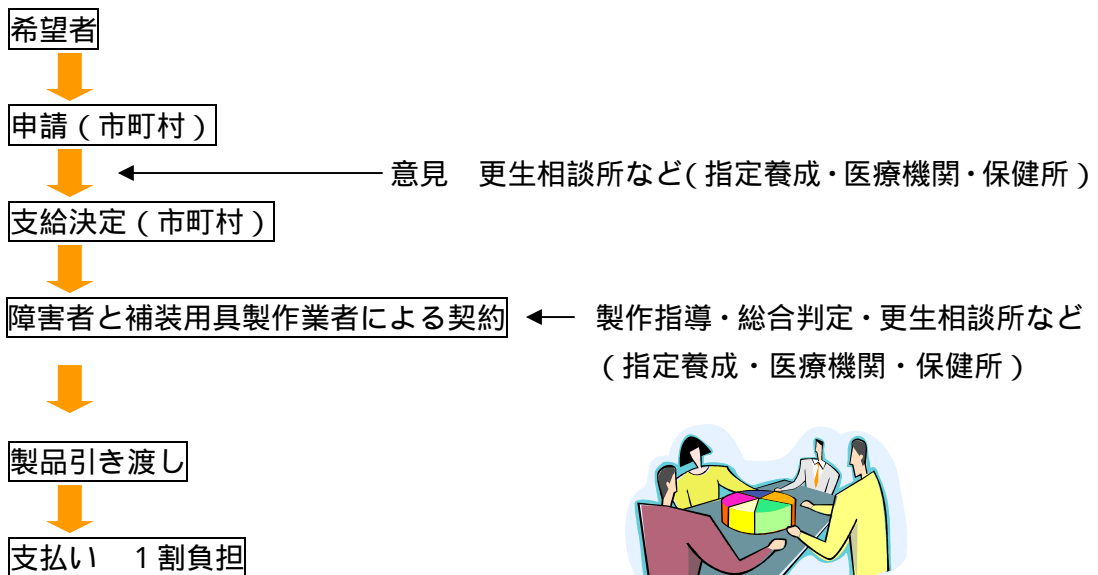
補助具	障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるもの等。義肢、装具、車いす等
日常生活用具	日常生活上の便宜を図るための用具



補助具費の支給

これまでの現物支給から、補助具費（購入費、修理費）の支給へと大きく変わります。定率負担となり、1割を利用者が負担することとなります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

支給決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。



日常生活用具の給付（貸与）

給付決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。

利用者負担は市町村が決定します。

みなさんを支える制度



不服審査申立

認定された障害程度区分や、支給決定について不服がある場合には、都道府県（障害者介護給付費等不服審査会）に申し出ることができます。

苦情解決事業

サービス全般に関する苦情については、苦情解決事業を利用できます。各事業者に設置されている苦情受付窓口にも申し出ることができます。また都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会も利用できます。

地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分な方が、福祉サービスの利用や援助や、日常的な金銭管理・書類などの預かりサービスを受ける事業です。社会福祉協議会が窓口になっています。

成年後見事業

判断能力が不十分なため、契約の締結などの法律行為をする際、その意思決定に不安がある方について、その不十分な判断能力を補い、本人が損害を受けないようにし、本人の権利が守られるようにする制度です。お近くの役所や福祉相談窓口、社会福祉協議会、司法書士事務所、弁護士事務所等でご相談できます。

詳しくは下記までお尋ねください



医療法人 孝栄会 地域活動支援センター ハートランド

〒326-0338
栃木県 足利市 福居町587-1
(勝クリエイト2階)
Tel 0284-70-0811
Fax 0284-73-1700
e-mail heartland0423@nifty.com



医療法人 孝栄会 前沢病院 地域連携相談室 ASSIST 外来受付窓口

〒326-0338
栃木県 足利市 福居町1210番地
Tel 0284-71-3191
Fax 0284-71-3153
e-mail g-home@nifty.com